

平成23年度地域づくり団体活動支援事業実施要綱

第1 趣旨

地域づくり団体全国協議会（以下「全国協議会」という。）は、財団法人全国市町村振興協会の助成金等を財源に、全国協議会に登録している地域づくり団体（以下「登録団体」という。）が行う研修会等に対して、その費用の一部を助成し、地域づくり団体全国研修交流会及びコーディネーター研修会の効果的・効率的な運営に資するとともに、今後の地域づくり団体の活動を支援するため、この要綱の定めるところにより、地域づくり団体活動支援事業を行う。

なお、この支援事業は、市町村振興宝くじ（サマージャンボ宝くじ）の収益金の交付を受けて行うものである。

第2 助成対象団体

助成対象団体は、次の各団体とする。

- (1) 登録団体（ただし、前年度において「地域づくり団体等活動支援事業」の助成を受けた団体を除く。）
- (2) 都道府県協議会

第3 助成対象事業

助成対象事業は、登録団体及び都道府県協議会が行う自主的・主体的な地域づくりのために講師等を招聘して開催する研修会等の事業（多数の聴講者を対象とし、営利を目的としないもの）とする。

- 1 助成対象事業は平成23年4月1日から平成24年2月28日までに実施する事業とする。
- 2 助成対象事業は、1団体あたり1事業のみとする。

第4 助成対象経費

助成対象経費は、助成対象団体が助成対象事業を実施するために要する経費で、次に掲げるものとする。

- (1) 謝金
別表に定める金額の範囲内で実際に事業に要する額とし、10万円を限度とする。
- (2) 旅費
実際に事業に要する交通費及び宿泊費（日当は含まない。）と、全国協議会

規程第5条に基づき「財団法人地域活性化センター旅費規程」を準用して算出した交通費及び宿泊費とのいずれか小さい額とし、10万円を限度とする。

第5 助成金

- 1 助成金の額は、20万円を上限とする。
- 2 助成金の額は、助成対象経費の100%以下とする。

第6 助成金の交付申請手続き

(1) 助成金交付申請の受付期間

助成金の交付申請は本要綱の通知を受けた日から平成23年12月31日まで受け付ける。ただし、助成金の累計額が地域づくり団体等活動支援事業の予算額に達し次第、受付を終了するものとする。

(2) 助成金の交付申請

助成金を受けようとする助成対象団体の代表は、全国協議会会長（以下「会長」という。）に、原則として事業実施の2ヶ月前までに、助成金交付申請書（様式1）に収支予算書及びその他参考となる資料を添付のうえ提出するものとする。なお、登録団体の代表は、都道府県協議会を通じて提出するものとする。

第7 助成事業の決定等

- 1 会長は、提出された助成金交付申請書の内容を審査し、助成の可否及び助成金の額を決定するものとする。
- 2 会長は、前項による決定結果を、申請のあった助成対象団体の代表に通知するものとする。なお、登録団体の代表へは、都道府県協議会を通じて通知するものとする。

第8 事業内容の変更申請

助成対象団体の代表は、助成金の交付決定を受けた事業について、その内容を変更する必要がある場合は、参考となる資料を添付のうえ、ただちに変更申請書（様式5）を会長に提出し、事業実施前に会長の承認を受けるものとする。なお、登録団体の代表は、都道府県協議会を通じて変更申請書を提出し、承認を受けるものとする。

第9 申請の取下げ

助成対象団体の代表は、助成金の交付決定を受けた事業について、やむを得ない事情により中止する場合は、ただちに事業中止届（様式7）を会長に提出するものとする。

とする。なお、登録団体の代表は、都道府県協議会を通じて事業中止届を提出し、承認を受けるものとする。

第10 実績報告

助成対象団体の代表は、助成金の交付決定を受けた事業が完了したときは、会長に、事業完了の1ヶ月後、又は平成24年3月1日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式2）に収支決算書、当日の配布資料、記録写真等を添付のうえ提出するものとする。（実績報告書については別途全国協議会事務局へ電子データを送付すること。）
なお、登録団体の代表は、都道府県協議会を通じて提出するものとする。

第11 成果の報告

他の登録団体の参考とするため、実績報告で報告された『研修会等の内容・成果』等について、地域づくり団体全国研修会交流会での配付、全国協議会ホームページ等を活用し広く周知する。

第12 助成金の交付

- 1 助成対象団体の代表は、助成金の交付を受けようとするときは、第10に規定する実績報告書と併せて、助成金交付請求書（様式3）及び領収書（様式4）の写しを提出するものとする。なお、登録団体の代表は、都道府県協議会を通じて提出するものとする。
- 2 会長は、実績報告書及び添付書類、助成金交付請求書並びに領収書の写しを受理した後、その交付すべき助成金の額を確定し、交付するものとする。また、第13の規定による仮払いにより助成金を交付した場合は、精算により交付又は還付を行うものとする。

第13 仮払い

- 1 助成対象団体の代表は、助成金の仮払いを希望する場合は、会長に、事業実施日の1ヶ月前までに仮払金交付申請書（様式6）を提出するものとする。なお、登録団体の代表は、都道府県協議会を通じて提出するものとする。
- 2 会長は、仮払金交付申請書を受理した場合は、助成金交付決定額の範囲内の額について仮払いを行うものとする。

第14 その他

この要綱に定めるもののほか、事業の運営及びその他事業に関して必要な事項は全国協議会が別途定める。

別表：謝金助成限度基準表（1人当たり）

講師区分 役務区分		A	B	C
		講演	パネルディスカッション	団体運営やグループ 討議等の指導・助言
I	著名人	1時間につき 75,000円以内	1時間につき 37,500円以内	1時間につき 50,000円以内
II	大学教官（学長、学 部長、教授）、企業 経営者等	1時間につき 50,000円以内	1時間につき 25,000円以内	1時間まで 30,000円以内 1時間超1時間につき 15,000円加算
III	大学教官（准教授）、 地域活動のリーダー または指導的立 場にある者等	1時間につき 35,000円以内	1時間につき 17,500円以内	1時間まで 20,000円以内 1時間超1時間につき 10,000円加算
IV	上記以外の者	1時間につき 25,000円以内	1時間につき 12,500円以内	1時間まで 15,000円以内 1時間超1時間につき 7,500円加算

- 注) 1 講師等派遣事業において、講師が1日に異なる種類の役務を行なう場合の報酬額の算定は、定められた役務ごとに個別に算定し、合計することができる。
- 2 これによりがたい場合は、別途協議する。